

大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会の進め方について(案)

審議会の目的

『大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）』に基づきNPO法人について調査審議し、知事に意見を述べる。

根拠：大阪府附属機関条例第2条（設置）

- 条例指定を行うために必要な事項についての調査審議に関する事務

審議項目

- ① 指定基準（手続条例第4条第1項第1号、第2号、第4号）とその運用について
- ② 申出のあったNPO法人（あるいは指定NPO法人）が、指定基準に適合するか否か
- ③ その他（知事の諮問等に応じた事項）

<手続条例>

第4条第3項（条例指定のために必要な手続を行う基準等）

- 知事は、指定手続を行おうとするときは、あらかじめ大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会の意見を聞くものとする

第9条第2項

- 知事は、変更の届出があった場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞いたうえで、当該法人が基準に適合するか否か確認しなければならない

第17条第4項

- 知事は、条例指定の取消しのために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする

審議会の進め方

1. 審議会は大阪府情報公開条例に基づき、原則、公開とする。但し、『会議の公開に関する指針』における会議の公開の基準に基づき、個別審議については非公開とする。
2. 指定基準とその運用については、審議会での議論を踏まえ、「指定NPO法人制度の手引き」（仮称）に掲載のうえ、大阪府から公表する。
3. 指定NPO法人の審議については、NPO法人の申出に基づき知事から諮問を行う。
- 新** 4. 委員は委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあるときは、審査に加わらない。

【具体的な進め方】

- (1) 指定基準とその運用について
 - ・ 5月中に審議
- (2) 諮問に基づくNPO法人の審議について
 - ・ 1法人あたり概ね2時間程度の審議
 - ・ 協議の進め方
 - 【事務局において事前に書面審査及び現地調査を実施】
 - ① 事務局による調査結果の報告
 - ② 審議会からNPO法人に対してヒアリングの実施
〔とくに協働要件、情報発信要件に関して〕
 - ③ 答申案（指定基準の適否、その理由）について協議
 - ④ 答申

大阪府の進め方

- (1) 指定基準の考え方を含む「指定NPO法人制度の手引き」を公表
 - ※「指定NPO法人制度の手引き」：大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受ける特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例に基づき、指定申出等に関する手引き
- (2) 審議会答申を参考に、総合的に判断したうえで、法人の名称、主たる事務所の所在地を記載した『寄附金条例案』を議会に上程し、議決を得る